

永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年3月23日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第11号

永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成18年永平寺町規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「30,000円」を「35,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。